

# 石川県公報

平成26年2月27日（木曜日）

号 外

（第 15 号）

## 目 次

選挙管理委員会	
○石川県知事選挙の選挙の期日	1
○石川県知事選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者の選任	1
○石川県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所	1
○石川県知事選挙における市町の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に候補者がポスターの掲示をすることができる日	2
○石川県知事選挙における選挙事務所等に関する届出、選挙公報の掲載等に関する申請及び候補者の選挙運動に関する収支報告書等の受付場所	2
○石川県議会議員補欠選挙を行うべき事由の発生	2
石川県知事選挙選挙長	
○石川県知事選挙における候補者の届出その他の事務を行う場所	2

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、平成26年3月16日に石川県知事の任期満了による選挙を行う。

平成26年2月27日

石川県選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第16号

平成26年3月16日執行の石川県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項の規定により選挙長を、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定によりその者の職務を代理すべき者をそれぞれ次のおり選任したので、同令第81条の規定により告示する。

平成26年2月27日

石川県選挙管理委員会

選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
石川県金沢市窪5丁目72番地	坂井美紀夫	石川県七尾市所口町へ部2番地1	青木哲雄

### 石川県選挙管理委員会告示第17号

平成26年3月16日執行の石川県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第169条第5項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

平成26年2月27日

石川県選挙管理委員会

#### 1 日時

平成26年2月28日 午後5時30分

#### 2 場所

石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁石川県選挙管理委員会室（行政庁舎5階）

**石川県選挙管理委員会告示第18号**

平成26年3月16日執行の石川県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により市町の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に、候補者がポスターの掲示をすることができる日を平成26年2月27日からと定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成26年2月27日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

**石川県選挙管理委員会告示第19号**

平成26年3月16日執行の石川県知事選挙における選挙事務所等に関する届出、選挙公報の掲載等に関する申請及び候補者の選挙運動に関する収支報告書等に関する提出は、次の場所で受け付ける。

平成26年2月27日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

期 日	受 付 場 所
平成26年2月27日	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁1105会議室（行政庁舎11階）
平成26年2月28日以降	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁総務部地方課（行政庁舎5階）

**石川県選挙管理委員会告示第20号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項の規定により石川県議会議員補欠選挙（加賀市選挙区及び白山市選挙区）を行うべき事由が生じたので、同法第199条の5第4項第6号の規定により告示する。

平成26年2月27日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

**石川県知事選挙選挙長****石川県知事選挙選挙長告示第1号**

平成26年3月16日執行の石川県知事選挙における候補者の届出の受理その他の事務は、次の場所において行う。

平成26年2月27日

石川県知事選挙  
選挙長 坂 井 美 紀 夫

期 日	受 付 場 所
平成26年2月27日	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁1105会議室（行政庁舎11階）
平成26年2月28日以降	石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁総務部地方課（行政庁舎5階）